

安全管理要項

1. 軽量支保梁の構造等の安全基準

(財団法人仮設工業会：軽量支保梁の構造等の安全基準と解説の抜粋)

(1) 構造と寸法

軽量支保梁は、次の各号に適合すること。

- 1) スパン調整ができる構造とすること。
- 2) 梁の両端は、爪金具を備えるか、又は支持物へ取り付けられ、支持物より滑動又は脱落しないよう加工したものとすること。
- 3) むくりがつけられる（スパン長さ $1/200$ 程度）構造とすること。
- 4) 最大使用長さが 8 m 以下とすること。
- 5) スパン調節梁の、内梁外梁の重なり代は、 150 mm 以上とすること。
- 6) 連結ピンは、直径 11 mm 以上とし、かつピンの抜け落ち防止のストッパーを設ける。
- 7) 爪金具には、ボルト、釘等で固定するための穴を設ける。

(2) 使用基準

- 1) 軽量支保梁の許容曲げモーメント及び許容支点反力は、破壊に対して安全率が 2 以上
- 2) 支保梁に作用する荷重は、

固定荷重

- 鉄筋コンクリートの重量（普通）： 2400 kg/m^3
- 型枠の重量（大引、根太、合板等）： 50 kg/m^2

積載荷重（作業荷重）

打設方法等により異なり実情にあわせ算定する。

(安衛則第 240 条では、 150 kg/m^2 以上)

対象部材の負担面積

$A \leq 1\text{ m}^2$	積載荷重 $W = 350\text{ kg/m}^2$
$1\text{ m}^2 < A \leq 5\text{ m}^2$	積載荷重 $W = (400 - 50A)\text{ kg/m}^2$
$5\text{ m}^2 < A$	積載荷重 $W = 150\text{ kg/m}^2$